

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の会社B（以下「会社」という。）が元請として施工するC所在のインターネットカフェ店舗改装工事（以下「本件工事」という。）において、大工として従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日午前10時頃、本件工事において、足場上で天井周りの作業を終え脚立から降りようとした際、バランスを崩し落下して負傷し、同日、D病院に救急搬送され「左踵骨骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人が労災保険法上の労働者と認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、勤務状態や報酬面等から、働き方の実態は一人親方ではなく、労働者と変わらないので、労災補償の対象とすべきである旨主張している。
- (2) 労災保険法上の労働者であるか否かの判断基準については、決定書理由に記載されている判断基準のとおりであり、当審査会としても、同判断基準は妥当であると判断することから、以下、同判断基準に基づいて検討する。

ア 使用従属性について

(ア) 仕事の依頼等に対する諾否の自由の有無について

請求人は、要旨、「会社からの仕事の依頼については、他社の仕事中は、会社の仕事を断る。」と述べ、社長は、要旨、「会社からの仕事の依頼は強制ではない。仕事を断られることがあったが、断られたからといって、こちらからペナルティをかけることはない。」と述べていることから、請求人には、諾否の自由があったと認められる。

(イ) 業務遂行上の指揮監督の有無について

請求人は、要旨、「作業は現場監督の指示により、通常は図面を渡され自分で作業手順を決め、図面通りに仕上げる。逐一、細かい指示があるわけではない。」と述べ、社長は、要旨、「請求人は図面に合わせて作業をしていたが、現場監督から進行具合により作業指示することはあった。」と述べており、現場監督の請求人への指示は、作業の発注者が行う程度の指示や元請の工程管理上の指示の範囲内のものであったといえることから、使用者が労働者に対してするような具体的な業務遂行上の指揮命令があったとは認められない。

(ウ) 拘束性の有無について

請求人は、要旨、「勤務時間は午前8時から午後5時まで、休憩は午前10時と午後3時頃に一斉に取り、勝手に休むことはなく、昼休みも正午から午後1時までと決まっていた。作業中は勝手に現場を離れることはない。」と述べている。

この点について、社長は、要旨、「朝の作業開始は現場によってばらばらだが、始まる時間は決まっている。終了時間も現場次第だが、本件工事では全員が一斉に終了することではなく、終了時間は決まっていなかった。休憩は、午前10時と午後3時に取り、昼休みを正午から午後1時に取っているが、自然にそのぐらいの時間になるということで、全員が一斉に取らないといけないわけではない。これ以外の時間に休憩を取ることもある。」と述べており、現場ごとにおおまかな決まりがあったと認められるものの、ある程度の自由が容認されていたといえること、工事が輻輳する工事現場においては、他の職種の工程との調整が必要であり、作業員の作業時間や場所が限定されるのは必然的なものであったといえることから、拘束性はなかったと認められる。

(エ) 代替性の有無について

請求人は、要旨、「自分の判断で手伝いを連れて行くことはできない。受けた仕事を他の大工に譲ることもできない。」と述べていることから、代替性はなかったと認められる。

(オ) 報酬の労務対償性について

請求人は、要旨、「請負で仕事をしたことはない。見積書を書いたことも、発注書をもらったこともない。」、「報酬は1日の日当が〇円で、毎月〇日に締めて、会社に請求書を提出し、当月末日に請求人の口座に振り込まれる。別に経費として、ガソリン代、高速代、駐車場代の実費分を現場監督から現金でもらっていた。」、「日当と経費のほかに、残業時に残業手当が付く。」と述べ、社長は、要旨、「大工の報酬は完成していくらという受け取りではなく、日当として、1人工何日の計算で支払っている。」、「請求人の報酬は作業内容に限らず1日8時間作業で、1人工が〇円である。請求人から毎月〇日に締めて、請求書が提出されるので、出面日を確認し、月末に請求人の口座に振り込む。別に経費として、工事現場への往

復のガソリン代、高速代、駐車場代の実費分が領収書を添えて現場監督に渡されたり、事務所のポストに入っていたりするので、現場監督から現金で支払っていた。」、「残業時は、残業手当を支払う。1時間残業なら、日当の8分の1を支払い、割増計算はしていない。」と述べており、会社は、請求人から提出された請求書に基づき、1日当たり〇円の単価により、請求人が現場に出た日数分の金額（ただし、振込手数料と推測される金額（〇円）を控除。）を請求人に毎月支払っていたと認められる。請求人の報酬は高額とはいえないこと、残業手当の支払状況は確認できないものの、残業時に残業手当を支払う条件であったことを勘案すると、請求人の報酬に労務対償性があったと認められる。

イ 労働者性を補強する要素について

（ア）専属性の程度について

請求人は、要旨、「手が空いているときは、会社以外の仕事をしている。他社の仕事をすることは禁止されていない。」と述べていること、社長は、要旨、「請求人に依頼するか、別の大工に依頼するかの選択権は、こちらにもある。請求人との専属契約はしていない。」と述べていることから、会社への専属性はなかったと認められる。

（イ）その他

- a 大工道具は請求人の持ちであり、釘材等の材料費は会社持ちであった。
- b 会社は、自社の労働者には、会社に入るための鍵、制服、連絡のための携帯電話を支給しているが、請求人には、いずれも支給していなかった。
- c 会社は、請求人の報酬の支払については、給与所得として源泉徴収、社会保険及び雇用保険の控除を行っていなかった。

ウ 上記ア及びイを総合的に勘案すると、請求人は会社の指揮監督の下で本件工事に従事していたものとはいえず、請求人は労災保険法上の労働者であると認められないことから、当審査会としても、請求人の本件傷病について同法による保険給付の対象とすることはできないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、

請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。